

平成25年度

港湾局関係予算決定概要

平成25年 1月29日
国土交通省港湾局

【港湾局関係予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分		平成24年度 予算額 (A)	平成25年度 予算案 (B)	対前年度比 (B/A)
公 共	港湾整備事業	168,529 < 181,834 >	169,632 < 173,192 >	1.007 < 0.952 >
	港湾海岸事業	9,399 < 13,723 >	9,451 < 10,521 > 【 10,621 】	1.006 < 0.767 > 【 0.774 】
	災害復旧事業等	1,252	1,252	1.000
	小計	179,180 < 196,809 >	180,335 < 184,965 >	1.006 < 0.940 >
非 公 共	行政経費	2,001	2,209	1.104
	港湾海岸受託工事費	—	100	皆増
	国際コンテナ戦略港湾リーダー 機能強化事業等	1,520	1,140	0.750
	その他施設費	1,306	1,406	1.077
	独立行政法人 港湾空港技術研究所関係	1,425	1,330	0.933
小計	6,252	6,185	0.989	
合計		185,432 < 203,061 >	186,520 < 191,150 >	1.006 < 0.941 >

注1) 数値の下段< >は、「全国防災関係経費」を含む国費ベースである。

2) 港湾海岸事業の下段【 】は、「港湾海岸受託工事費」を含む国費ベースである。

3) 本表のほか、東日本大震災からの復旧・復興に係る経費として、復興庁計上分 67,628 百万円がある。

4) 特定離島港湾施設整備に係る予算は港湾整備事業に計上している。

5) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【港湾整備事業】

(1) 所管別内訳

(単位：百万円)

所 管	平成 24 年度 予 算 額 (A)	平成 25 年度 予 算 案 (B)	対前年度比 (B/A)
国 土 交 通 省	154,129 < 167,434 >	155,532 < 159,092 >	1.009 < 0.950 >
港 湾 局	135,419 < 148,724 >	136,322 < 139,168 >	1.007 < 0.936 >
北 海 道 局	14,440 < 14,440 >	14,440 < 15,154 >	1.000 < 1.049 >
国 土 政 策 局	4,270	4,770	1.117
離 島	3,292	3,392	1.030
奄 美	978	1,378	1.409
内 閣 府	14,400	14,100	0.979
沖 縄 振 興 局	14,400	14,100	0.979
合 計	168,529 < 181,834 >	169,632 < 173,192 >	1.007 < 0.952 >

注1) 数値の下段< >は、「全国防災関係経費」を含む国費ベースである。

2) 本表のほか、東日本大震災からの復興に係る経費として、復興庁計上分 15,375 百万円がある。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【港湾海岸事業】

(1) 所管別内訳

(単位：百万円)

所 管	平成 24 年度 予 算 額 (A)	平成 25 年度 予 算 案 (B)	対前年度比 (B/A)
国 土 交 通 省	9,393 < 13,717 >	9,445 < 10,515 >	1.006 < 0.767 >
港 湾 局	9,393 < 13,717 >	9,445 < 10,515 > 【 10,615 】	1.006 < 0.767 > 【 0.774 】
北 海 道 局	—	—	—
国 土 政 策 局	—	—	—
離 島	—	—	—
奄 美	—	—	—
内 閣 府	6	6	1.000
沖 縄 振 興 局	6	6	1.000
合 計	9,399 < 13,723 >	9,451 < 10,521 > 【 10,621 】	1.006 < 0.767 > 【 0.774 】

- 注1) 数値の下段< >は、「全国防災関係経費」を含む国費ベースである。
 2) 数値の下段【 】は、「港湾海岸受託工事費」を含む国費ベースである。
 2) 本表のほか、東日本大震災からの復興に係る経費として、復興庁計上分 553 百万円がある。
 3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【災害復旧事業等】

(単位：百万円)

区 分	平成 24 年度 予 算 額 (A)	平成 25 年度 予 算 案 (B)	対前年度比 (B/A)
災害復旧事業等	1,252	1,252	1.000

- 注1) 国費ベースである。
 2) 本表のほか、東日本大震災からの復旧に係る経費として、復興庁計上分 51,700 百万円がある。

【新規制度】

事 項	新規制度等内容	備考
1. 三大湾における事前防災・減災対策制度の創設	○開発保全航路の一部の水域を、船舶の待避用の泊地として国土交通大臣が指定し、当該水域を開発・保全することができる制度を創設する。	新規（公共） 港湾法改正
2. 海岸の耐震対策、水門等の自動化・遠隔操作化の推進	○東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに創設された防災・安全交付金により、海岸堤防等の耐震対策、水門等の自動化・遠隔操作化等の事業を全国的に緊急に進め、被害の防止・軽減を図る。	海岸省庁 共同要求

【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
1. 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の創設 （国際バルク戦略港湾に係る税制特例措置） <新設>	○資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークの拠点となる港湾における一定の要件を満たす埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を行う者が国の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る特例措置の創設（平成27年3月31日まで） ※港湾法の改正が前提 →固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3（取得後10年）
2. 国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 （国際コンテナ戦略港湾等に係る税制特例措置） <延長>	○国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の（特例）港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長（2年間） ①国際戦略港湾（阪神、京浜） 固定資産税・都市計画税の課税標準 1/2（取得後10年） ②一定の要件を満たす国際拠点港湾（苫小牧、仙台湾、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多） 固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3（取得後10年）
3. 指定保税地域の指定対象の拡充 （港湾運営会社が所有し又は管理する施設等） <拡充>	○指定保税地域として財務大臣の指定を受けることができる施設等の対象として、（特例）港湾運営会社が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設を追加する。

国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

(1) 施策の背景

- 近年、東アジア諸国におけるコンテナ貨物取扱量の急増やコンテナ船の大型化に伴う国際基幹航路の寄港の絞り込みが進展。
- 国際基幹航路の我が国寄港への減少やこれによる我が国経済への影響が懸念。
- 国際戦略港湾(京浜、阪神)において国際基幹航路の寄港を維持・拡大するため、コンテナターミナル等のインフラ整備、両港への貨物集約、港湾運営の民営化等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施することが重要。

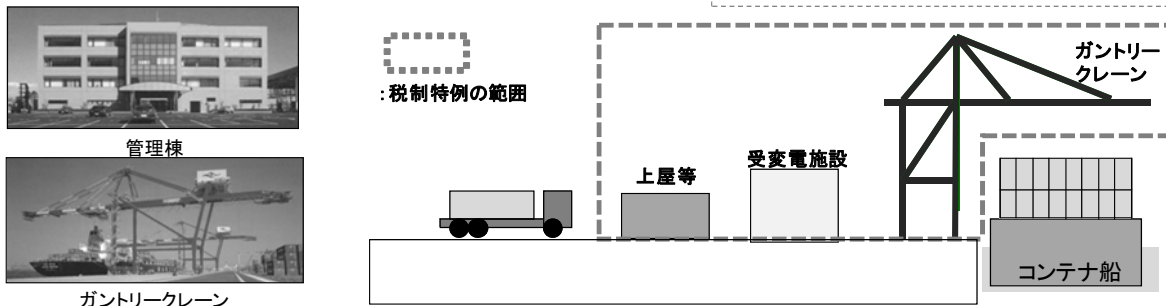
(2) 政策の目標

本税制により、国際戦略港湾等において、港湾運営の民営化や荷さばき施設等の整備を促進し、戦略的かつ効率的な港湾運営の実現を図る。

(3) 税制改正要望の結果

国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の(特例)港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等(上物施設)に係る特例措置について、適用期限を2年延長する。

対象埠頭: コンテナ埠頭
 対象施設: 荷さばき施設等(上物施設)
 年 限: 取得後10年
 特 例: ①国際戦略港湾(京浜、阪神)
 → 固定資産税・都市計画税 1/2
 ②一定の要件を満たす国際拠点港湾
 (苫小牧、仙台湾、新潟、清水、名古屋、
 四日市、広島、関門、博多)
 → 固定資産税・都市計画税 2/3
 特例期間: 平成25~26年度



資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の創設 (国際バルク戦略港湾に係る税制特例措置) (固定資産税・都市計画税)

施策の背景

- 一括大量輸送によるスケールメリットを求め、資源・エネルギー等を輸送するバルク(※)船の大型化が世界的に進展。一方で、我が国においては、バルク船の大型化への対応が遅れており、相対的に不利な事業環境による国内立地産業の競争力低下等が懸念。
- また、我が国のバルク輸送においては、個々の荷主企業の需要に応じた輸送体制となっており、全体として非効率となっている場合がある。

当該物資の安定的かつ安価な輸入に貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、拠点となる港湾において大型バルク船に対応した機能を確保するとともに、企業間連携の促進等を図り、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークを形成する必要がある。

政策の目標

- 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。

税制改正要望の結果

資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾における一定の要件を満たす埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を行う者が取得した荷さばき施設等に係る特例措置を設ける。

対象埠頭: バルク埠頭 (※資源等の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾における一定の要件を満たす埠頭)
 対象施設: 荷さばきを行うための固定的な施設
 措置内容: 固定資産税・都市計画税
 課税標準 10年間 2/3
 適用期間: 平成25~26年度

- 拠点を集約した資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成(イメージ)



- 企業間連携の促進に資する埠頭運営(イメージ)

